



2021 年度 講習会のご案内

一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会東海支部 主催

「フルハーネス型墜落制止用器具」特別教育

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知の通り平成 30 年 6 月 22 日付で「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が公表され、「フルハーネス型墜落制止用器具」の使用が原則となり、その使用に際しては、安全な正しい使用方法に関する知識を習得するための特別教育を受講することが義務付けられました。

つきましては、下記の通り講習会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習終了後は、日本ツーバイフォー協会より「特別教育終了証」が発行されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止による観点から中止になる場合もあります点をご了承ください。

敬具

「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」の主なポイント

厚生労働省では安全帯の名称を「墜落制止用器具」と改め、使用範囲や性能を見直すとともに、墜落による労働災害防止の措置を強化しました。これにより墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用を原則とし、2019 年 2 月 1 日より、その使用には特別教育が必要となりました。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	⊖→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	⊖→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

現行の構造規格に基づく安全帯 (胴ベルト型など) を使用できるのは、2022 年 1 月 1 日までです。ぜひこの機会に受講ご検討ください

■ 日 時 : 2021 年 10 月 7 日 (木) 13 時 00 分~18 時 (受付開始 12 時 30 分)

■ 場 所 : WA 東桜 第三会議室 (1F)
名古屋市東区東桜 1 丁目 2-8 WA 東桜貸会議室

■ 講 師 : R&C 研究所 岡本 邦夫氏

■ 定 員 : 14 名 当協会会員会社限定

■ 受 講 料 : 東海支部会員会社 5,000 円/人、他支部会員会社 8,000 円/人
いずれも税込金額です。当日現金にてお支払いください。
お申込み時の会社名にて領収書をご用意いたします。

■ 参加対象者 : 主に足場等高所作業に従事される方

■ 申 込 方 法 : 本部 HP「講習会・セミナーのご案内」よりお申込みください。

■ 問 合 せ 先 : (一社)日本ツーバイフォー建築協会 東海支部 Tel 052-962-3344